

兵庫県人と自然の博物館安全保障輸出管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県立人と自然の博物館(以下「博物館」という。)における安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。

(2) 技術の提供 次に掲げる行為をいう。

ア 外国(外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。)における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はこれらを目的とした国内における技術の提供(技術を記載し、若しくは記録した文書若しくは記録媒体を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国に向けて送信する行為を含む。以下同じ。)を行うこと。

イ 非居住者(外為法第6条第1項第6号に定めるものをいう。)への技術の提供又はそれを目的とした居住者(外為法第6条第1項第5号に定めるものをいう。)への技術の提供を行うこと。

ウ 特定類型該当者(外為法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(平成4年12月21日付4貿局第492号経済産業省貿易経済協力局長通知)1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。)への技術の提供又はそれを目的とした居住者(外為法第6条第1項第5号に定めるものをいう。)への技術の提供を行うこと。

(3) 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)をいう。

(4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。

(5) リスト規制技術 外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表中一の項から十五の項までに該当する技術をいう。

(6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和24年号外政令第318号。以下「輸出令」という。)別表第1中一の項から十五の項までに該当する貨物をいう。

(7) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物(以下「リスト規制技術等」という。)に該当するか否かを判定することをいう。

(8) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、博物館として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

(9) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

- (10) 通常兵器 核兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (11) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (12) 職員 博物館に勤務する者（兵庫県教育委員会または兵庫県公立大学法人が任命する者に限る。）をいう。

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 博物館における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。
- (2) 取引に当たっては、外為法等及びこの規程を遵守すること。
- (3) 適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備し運用を図ること。

第3章 組織

（輸出管理最高責任者）

第5条 基本方針に基づき、輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、博物館に輸出管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、館長をもって充てる。

2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者のもとで、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、副館長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本館における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続（細則）の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

（輸出管理責任者）

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、研究・シンクタンク推進室の長をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

（輸出管理委員会）

第8条 博物館に、輸出管理に関する重要事項を審議するため、輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 該非判定及び取引審査の判定の審議に関する事項
- (2) 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃に関する事項
- (3) 輸出管理に係る教育研修等の実施に関する事項

(4) 統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項

(5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括責任者

(2) 管理責任者

(3) 研究系次長

(4) 事務系次長

(5) その他委員長が必要と認めた者

4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会に委員長を置き、第8条第3項第1号の委員をもって充てる。委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長が出席困難な場合は、委員長が指名した委員が議長となる。

6 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によって決する。

7 委員会の庶務は、総務課が行う。

第4章 手続

(事前確認)

第11条 職員は、取引を行おうとするときは、別に定めるフローに基づき事前確認を以下の手順にて行う。

2 職員は、別に定める該非判定フローチャートに従い事前確認を行い、申請の必要がある場合、もしくは疑義がある場合は、取引の30日前までに事前確認シート及び需要者チェックリストを管理責任者に提出する。

3 管理責任者は、前項の申請を承認するに当たり、当該取引について疑義等が生じたときは、統括責任者の承認を得なければならない。

(該非判定及び取引審査)

第12条 職員が、前条の事前確認により該非判定及び取引審査の手続を要する旨の確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、管理統括責任者は、必要に応じて委員会を開催し、審査票に基づき該非判定及び取引審査の審議を行い、その承認を得た取引について、経営戦略会議で報告することとする。

(1) 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術等に該当するか否かを確認すること。

(2) 相手先の確認 取引の相手先について、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否かを確認すること。

(3) 用途の確認 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。

2 職員は、取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に追加が生じたとき又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じたときは、改めて前条の事前確認を行うものとする。

(取引許可による申請)

第 13 条 統括責任者は、前条第 1 項に基づく承認を行った取引のうち、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要となる取引について、最高責任者に報告するものとする。

2 最高責任者は、前項の報告があったときは、外為法等の定めるところにより、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

第 5 章 出荷管理

(技術の提供管理)

第 14 条 職員は、技術の提供を行うときは、該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 職員は、前 2 項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第 15 条 職員は、貨物の輸出を行うときは、該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 職員は、前 2 項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 職員は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続をとりやめ、統括責任者にその旨を報告しなければならない。

5 統括責任者は、前項の報告があったときは、最高責任者等と協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

第 6 章 監査

(監査)

第 16 条 統括責任者は、博物館における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に係る監査を定期的に行うものとする。

第 7 章 教育

(教育)

第 17 条 統括責任者及び管理責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、職員に対し、計画的に教育を行う。

第 8 章 文書管理

(文書管理)

第 18 条 輸出管理の手続に関連する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 規制対象技術等の提供等に係る文書又は記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日

から起算して、少なくとも 7 年間保管しなければならない。

第 9 章 報告

(報告)

第 19 条 職員は、外為法等又はこの規程に対する違反の事実を知った場合又は違反のおそれがある場合には、その旨を統括責任者に速やかに報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の報告内容を調査し、外為法等に違反している事実が判明した場合又は違反のおそれがあることを知った場合は、最高責任者に報告する。最高責任者は博物館内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅延なく関係行政機関に報告するものとする。

第 10 章 罰則

(罰則)

第 20 条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者並びに当該関係者は、懲戒処分の対象として当該処分権者に報告する。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。